

二十一 第 64 条～第 65 条の 2 (収用等の場合の課税の特例) 関係

改 正 後					改 正 前				
(収用証明書の区分一覧表)					(収用証明書の区分一覧表)				
64(4)－1 .....					64(4)－1 .....				
別表 1 収用証明書の区分一覧表					別表 1 収用証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
① .....	.....	.....	.....	※ 1 .....	① .....	.....	.....	.....	※ 1 .....
				.....及び④⑥から					.....及び④⑤から
② .....	.....	.....	.....	④⑧の 2 まで.....	② .....	.....	.....	.....	④⑧まで.....
				※ 2 .....					※ 2 .....
③ .....	.....	.....	.....	※ 1 .....	③ .....	.....	.....	.....	※ 1 .....
⋮				.....及び④④から	⋮				.....及び④④から
				④⑧の 2 まで.....					④⑧まで.....
				※ 2 .....					※ 2 .....
⋮					⋮				
⑨	国又は都道府県.....	.....	.....		⑨	都道府県.....	.....	.....	
⋮					⋮				
⑪	..... ..... <u>独立行政</u> <u>政法人石油</u> <u>天然ガス・</u> <u>金属鉱物資</u> <u>源機構</u> .....	.....	.....		⑪	..... ..... <u>独立行政</u> <u>政法人新エ</u> <u>ネルギー・</u> <u>産業技術総</u> <u>合開発機構</u> .....	.....	.....	
⑬の 2	日本	.....	.....		⑬の 2	郵便	.....	.....	

改 正 後					改 正 前					
	郵便株式会 社……					事業株式会 社……				
	②⑦ ……	……	……	……	※1 …… (1) 障害者の 日常生活及 び社会生活 を総合的に 支援するた めの法律… … (2) …… (3) …… (4) …… (5) …… (6) …… (7) …… ※2 ……	②⑦ ……	……	……	……	※1 …… (1) 障害者自 立支援法… … (2) …… (3) …… (4) …… (5) …… (6) …… (7) …… ※2 ……
	③⑩の② 国が 設置する中 間貯蔵施設 (※1)及び 指定廃棄物 の最終処分 場(※2)と して環境大 臣が指定す	当該資産が左 に掲げる施設 に関する事業 に必要なもの として収用す る資産に該当 する旨の証明 (代行買収(③	当該資産の買 取りをする者 (代行買収の 場合にあつて は、事業施行 者)	措置法64 条1項2 号、65条1 項1号 措置法規 則14条5 項3号イ	※1 「中間貯蔵 施設」とは、福 島県の区域内 において汚染 廃棄物等(平成 二十三年三月 十一日に発生 した東北地方 太平洋沖地震	(新 設)				

改 正 後			改 正 前		
	<p><u>るもの（第27号の2）</u></p>	<p><u>の「備考」欄の※2参照）の場合にあつては、当該代行買収を行う者の名称及び所在地の記載があるもの）</u></p>			<p><u>に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第46条に規定する汚染廃棄物等をいう。）の処理を行うために設置される一群の施設であつて、汚染廃棄物等の貯蔵施設及び汚染廃棄物等の受入施設、分別施設又は減量施設から構成されるもの（これらと一体的に設置される常時監視施設、試験研究及び研究開発施設、展示施設、緑化施</u></p>

改 正 後						改 正 前					
					<p>設その他の施設を含む。)をいう。</p> <p>※2 「指定廃棄物の最終処分場」とは、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県又は千葉県の区域内において同法第19条に規定する指定廃棄物の埋立処分の用に供される場所をいう。</p>						
⋮	④4 都市計画法第4条第15項に規定する…	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	④5の2 特定被災区域(※1)内において都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業に準	当該事業が国土交通大臣の定める一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に	国土交通大臣(当該事業の施行者が市町村である場合には、道県知事)	措置法64条1項2号、65条1項1号 措置法規則14条5	※1 「特定被災区域」とは、東日本大震災復興特別区域法第4条第1項に規定する特						
											(新 設)

改 正 後				改 正 前	
	<p>ずる事業として 行一団地の津 波防災拠点市街 地形成施設の整 備に関する事業 (東日本大震災 復興特別区域法 第 77 条第 2 項 第 3 号ロに掲げ る集団移転促進 事業 (※ 2) と 併せて行うもの に限る。) のた めに土地及び当 該土地の上に存 する資産が買い 取られた場合 (※ 3)</p>	<p>関する事業に 係る基準に該 当するこれに 準ずる事業で ある旨の証明 (代行買収 (※ 4) の場合に あっては、当該 代行買収を行う 者の名称及び 所在地の記載 があるもの)</p>	<p>項 4 号の 8</p>	<p>定被災区域を いう。 ※ 2 集団移転 促進事業は、当 該集団移転促 進事業に關す る事項が東日 本大震災復興 特別区域法第 77 条第 1 項に 規定する復興 交付金事業計 画に記載され ているものに 限る。 ※ 3 施行者は、 国又は地方公 共団体である。 ※ 4 「代行買 収」とは、事業 の施行者に代 わり、地方公共 団体又は地方 公共団体が財 産を提供して 設立した団体 (地方公共団 体以外の者が</p>	

改 正 後					改 正 前				
				財産を提供して設立した団体を除く。)が行う当該事業のための土地及び土地の上に存する資産の買取りをいう。					
④⑥	(イ) ……旨の証明 (ロ) …… ……都市計画法第18条第1項(同法第22条第1項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下④⑥の2から④⑧までにおいて同じ。)の決定……認められる旨、当該土地及び資産が当該工業団地造成事業に	国土交通大臣			④⑥	(イ) ……旨 (ロ) …… ……都市計画法第18条第3項の同意若しくは同法第22条第1項後段の規定により読み替えられた同法第18条第1項の決定……認められる旨、……証明(代行買収④⑤の「備考」欄の※2参照)の場合にあっては、当	当該事業を所轄する行政機関の長		

改 正 後					改 正 前				
		<p>ついて同法第12条第2項の規定により都市計画に定められた施行区域内にある土地及び当該土地の上に存する資産である旨、……証明</p> <p>A 左欄の(イ)の場合……</p> <p>B 左欄の(ロ)の場合……</p>					<p>該代行買収を行う者の名称及び所在地の記載があるもの)</p> <p>(イ)の場合……</p> <p>(ロ)の場合……</p>		
(46の2) ……	(イ) ……	<p>……の証明</p> <p>(ロ) ……</p> <p>……都市計画法第18条第1項……認められる旨又は当該土地及び資産が当該第2種市街地再開発事業について同法第12条第2項の規定により都市計</p>	……	……	(46の2) ……	(イ) ……	<p>……並びに</p> <p>(ロ) ……</p> <p>……都市計画法第18条第3項の同意又は同法第22条第1項後段の規定により読み替えられた同法第18条第1項……認められる旨の証明</p>	……	……

改 正 後					改 正 前				
		画に定められた施行区域内にある土地及び当該土地の上に存する資産である旨の証明							
④⑦ ……供されるもの……場合 <u>(※1)</u>	(イ) …… ……旨の証明 (ロ) …… ……都市計画法第18条第1項……認められる旨、当該土地及び資産が当該新都市基盤整備事業について同法第12条第2項の規定により都市計画に定められた施行区域内にある土地及び当該土地の上に存する資産である旨又は…… 当該新都市基			※1 施行者(又は施行予定者)は、地方公共団体である。 ※2 …… ……施行予定者)に代わり… …当該事業のための土地及び土地の上に存する資産の買取りをいう。	④⑦ ……供される土地……場合	(イ) ……旨 (ロ) …… ……都市計画法第18条第3項の同意若しくは同法第22条第1項後段の規定により読み替えられた同法第18条第1項……認められる旨又は…… 新都市基盤整備事業…… <u>(※)</u> … …			※ …… ……施行予定者)が国又は地方公共団体である場合において、当該事業の施行者に代わり…… 当該土地及び資産の買取りをいう。

改 正 後					改 正 前				
		盤整備事業… … (※2) … …							
④8	……	(イ) ………… ……旨の証明 (ロ) ………… ……都市計画法第18条第1項……認められる旨、当該土地及び資産が当該流通業務団地造成事業に係る同法第11条第1項第10号に掲げる流通業務団地について同条第2項の規定により都市計画に定められた区域内にある土地及び当該土地の上に存する資産である旨又は……当該流通業務団地造成	……	……	④8	……	(イ) ………… ……旨 (ロ) ………… ……都市計画法第18条第3項の同意若しくは同法第18条第1項(同法第22条第1項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。) ……認められる旨又は…… 流通業務団地造成事業…… ※……	……	……

改 正 後					改 正 前					
		事業……※2 ……								
	<p>(48の2) 特定被災区域(※1)内において行う都市計画法第11条第1項第11号に掲げる一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業に必要な土地で当該事業の用に供されるもの及び当該土地の上に存する資産が買い取られた場合(※2)</p>	<p>(イ) 当該土地及び資産が当該事業の用に供される土地及び当該土地の上に存する資産である旨の証明</p> <p>(ロ) 当該土地及び資産が当該事業に係る一団地の津波防災拠点市街地形成施設について同条第2項の規定により都市計画に定められた区域内にある土地及び当該土地の上に存する資産である旨の証明(代行買収(45の2)の「備考」欄の※4参照)</p>	<p>国土交通大臣(当該事業の施行者が市町村である場合には、道県知事)</p>	<p>措置法64条1項2号、65条1項1号</p> <p>措置法規則14条5項4号の7</p>	<p>※1 「特定被災区域」については、(45の2)の「備考」欄の※1参照。</p> <p>※2 施行者は、国又は地方公共団体である。</p>	(新 設)				

改 正 後					改 正 前				
		の場合にあつては、当該代 行買収を行う者の名称及び 所在地の記載があるもの)							
64	.....	.....	.....	※	64	.....	.....	※	.....
⋮				..... 44 から 45の2まで及び 47から48の2ま で.....	⋮			..... 44から48ま で.....	

二十二 第 65 条の 3 (特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係

改 正 後					改 正 前				
(特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表)					(特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表)				
65 の 3-4 .....					65 の 3-4 .....				
別表 2 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表					別表 2 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
3の2	..... .....掲げる書類 (イ) 土地等.....	地方公共団	.....	※ 「緑地管理機 構等」とは、都 市緑地法第17	3の2	..... .....定める書類 (イ) 当該土地等	地方公共団 体の長(※)	.....	※ 緑地管理機 構が買い取る 場合は、都市緑

改 正 後			改 正 前			
	<p>(ロ) <u>土地等</u>が<u>緑地管理機構等</u> <u>(※)</u>に<u>買い取られる場合</u>……<u>都市緑地法</u>第17条第3項……<u>当該緑地管理機構等</u>に<u>該当する旨</u>及び<u>当該土地等</u>の<u>買取り</u>が<u>措置法令</u>第39条の4第3項各号……</p>	<p><u>体の長</u> <u>当該緑地管理機構等</u> <u>都市緑地法</u>第17条第2項の規定に<u>より買入れ</u>の<u>相手方</u>と<u>して定めた</u><u>地方公共団体の長</u></p>				
		<p>条第2項に<u>規定する緑地管理機構</u>又は<u>特定緑地管理機構</u>(<u>都市の低炭素化の促進に関する法律</u>第46条第1項の規定に<u>より指定された特定緑地管理機構</u>で<u>都市緑地法</u>第69条第1号ハに掲げる<u>業務を行うもの</u>をいう。)のうち、<u>公益社団法人</u>(その<u>社員総会</u>における<u>議決権の総数の2分の1以上</u>の数が<u>地方公共団体</u>により<u>保有</u>されているものに限る。)又は<u>公益財団法人</u>(その</p>				
				<p>……</p> <p>(ロ) <u>当該土地等</u>が<u>都市緑地法</u>第17条第3項の<u>緑地管理機構</u>に<u>買い取られる場合</u>……<u>同項</u>……<u>措置法令</u>第39条の4第3項に<u>規定する機構</u>に<u>該当</u>旨及び<u>当該土地等</u>の<u>買取り</u>が<u>同項各号</u>……</p>		<p><u>地法</u>第17条第2項の規定に<u>基づき</u><u>当該緑地管理機構</u>を<u>買入れ</u>の<u>相手</u>として<u>定めた</u><u>地方公共団体</u>の<u>長</u>をいう。</p>

改 正 後					改 正 前				
				<p><u>設立当初において</u> <u>拠出をされた金額の2</u> <u>分の1以上の</u> <u>金額が地方公</u> <u>共団体により</u> <u>拠出をされて</u> <u>いるものに限</u> <u>る。)</u>であつて、 その定款にお いて、その法人 が解散した場 合にその残余 財産が地方公 共団体又は当 該法人と類似 の目的をもつ 他の公益を目 的とする事業 を行う法人に 帰属する旨の 定めがあるも のをいう。</p>					
									

二十三 第 65 条の 4 (特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係

改 正 後					改 正 前					
(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)					(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)					
65 の 4-17 .....					65 の 4-17 .....					
別表 3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表					別表 3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表					
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	
⑳			措置法規 則 22 条の 5 1 項 24号		⑳			措置法規 則 22 条の 5 1 項 24号イ		
				(廃 止)	⑳の2)	中心市街地活性化法第 16 条第 1 項に規定する土地区画整理事業、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (以下「高齢者移動等円滑化法」という。) 第 39 条第 1 項に規定する土地区画整理事業、大都市地域住宅等供給促進法による特定土地区画整理事業又は地方拠点	当該土地等につき中心市街地活性化法第 16 条第 1 項に規定する土地区画整理事業、高齢者移動等円滑化法第 39 条第 1 項に規定する土地区画整理事業、大都市地域住宅等供給促進法による特定土地区画	土地区画整理事業、特定土地区画整理事業又は拠点整備土地区画整理事業の施行者	措置法 65 条の 4 1 項 20 号 措置法規 則 22 条の 5 1 項 24 号ロ	※ 「生活関連施設又は一般交通用施設の設置をする者」とは、国、地方公共団体、高齢者移動等円滑化法第 39 条第 1 項に規定する公共交通事業者等 (同法第 2 条第 4 号イ及びロに掲げる者並びに同号

改 正 後	改 正 前		
	<p><u>都市地域整備等促進法による拠点整備土地区画整理事業が施行された場合において、土地等に係る換地処分により当該土地等のうち、中心市街地活性化法第 16 条第 1 項、高齢者移動等円滑化法第 39 条第 1 項、大都市地域住宅等供給促進法第 21 条第 1 項若しくは地方拠点都市地域整備等促進法第 28 条第 1 項の保留地に対応する部分の譲渡（高齢者移動等円滑化法第 39 条第 1 項の保留地に対応する部分の譲渡にあつては、当該保留地の上に設置される同項に規定する生活関連施設又は一般交通用施設の</u></p>	<p><u>整理事業又は地方拠点都市地域整備等促進法による拠点整備土地区画整理事業に係る換地処分が行われ、その換地処分により当該土地等のうち、中心市街地活性化法第 16 条第 1 項、高齢者移動等円滑化法第 39 条第 1 項又は地方拠点都市地域整備等促進法第 28 条第 1 項の保留地に対応する部分の譲渡があつた旨（当該土地等の譲渡が</u></p>	<p><u>ハに規定する一般乗合旅客自動車運送業者に限る。）及び国（国の全額出資に係る法人を含む。）又は地方公共団体によりその資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上が出資されている法人をいう。</u></p>

改 正 後	改 正 前				
		<p><u>設置をする者(※)である場合に限るものとし、当該設置をする者がするものを除く。)があつたとき</u></p>	<p><u>中心市街地活性化法第16条第1項の保留地に対応する部分である場合にあってはその旨及び当該保留地の上に設置される同項に規定する都市福利施設又は公営住宅等の設置をする者が措置法令第39条の5第26項に規定する者である旨とし、当該土地等の譲渡が高齢者移動等円滑化法第39条第1項の保留地に対応する部分の譲渡である場合にあってはその旨並びに当該保留地の</u></p>		

改 正 後					改 正 前				
					<p>上に設置される同項に規定する生活関連施設又は一般交通用施設の設置をする者が措置法令第39条の5第27項に規定する者である旨及び当該保留地に対応する部分の譲渡をする者が当該設置をする者でない旨とする。)を証する書類</p>				
⑳	.....	.....	.....	.....	⑳	.....	.....	.....	.....
(イ)	.....				(イ)	.....			
(ロ)	.....				(ロ)	.....			
(ハ)	.....				(ハ)	.....			
(ニ)	.....				(ニ)	.....			
(ホ)	.....				(ホ)	.....			
	.....昭和42年改正規則による改正後の道路運送車両法施行規則					.....道路運送車両法施行規則第57条第1項.....			

改 正 後					改 正 前				
第 57 条第 1 項… … (ㄨ) ……………					(ㄨ) ……………				
㉓ ……………	…… <u>掲げる書類</u> (イ) …………… (ロ) …………… A …………… …… <u>措置法</u> <u>令第39条の</u> <u>5 第29項各</u> <u>号</u> …… B ……………				㉓ ……………	…… <u>定める書類</u> (イ) …………… (ロ) …………… A …………… …… <u>措置法</u> <u>令第39条の</u> <u>5 第31項各</u> <u>号</u> …… B ……………			